

Title	H. G. Richardson and G. O. Sayles, The governance of Mediaeval England from the conquest to Magna Carta
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.4 (1965. 2) ,p.99(463)- 101(465)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19650200-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

sein Leben und seine Zeit.) の編纂が続けられており、一昨年その第二巻が刊行された。いわばそれを「ザヴィエル大辞典」と評すれば、本書は「ザヴィエル小辞典」と評しても差支えなからう。ザヴィエルを学ぶ際の入門書として最適であると共に、キリシタン史の研究者が座右に置いて重宝とすべき価値をも十二分に具えた書である。叙述は極めて平易な筆で行なわれ、心にくい程余裕を保った文章が一気に読者を最後まで引張つていく。先にも記したように、豊かな蓄積がもたらした結果という感を読後に一層深くするのである。

三版発行を機にいわでもの紹介を取えてした。終に臨んで蕪雑な言を連ねたことを著者にお詫びする次第である。

H. G. Richardson and G. O. Sayles,
The Governance of Mediaeval England
from the Conquest to Magna Carta,
(Edinburgh, 1963).

森岡敬一郎

共に有数の中世史家である Richardson 氏と Sayles 教授の共著になる本書は、極めて注目すべき業績である。それは、共著者の一人 Sayles 教授がかつて著した The Mediaeval Foundations of England (London, 1950) が、up-to-date な内容を

もつ、均整の取れた、理想的なイギリス中世史の入門書として、発行以来今日に至るまで、名声を恣にしていることから推察されるのとは、全く対蹠的な意味に於いて注目し得る書なのである。The Mediaeval Foundations of England を著すに当たっては、Sayles は、自説とても尚反対論の多いものについては、強く主張することを差控えるまでに、初歩の入門者に、基礎的な成果を、出来るだけ客観的に伝えることに配慮しつつ、自己の視角から整理したものに対して、本書は、学的に一つの目的をもった、徹底的な、或は余りにも徹底的な自己主張の書である。

周知のように、現在に於いても尚、Stubbs と Maitland との中世イギリス国制史に対する影響は大きい。この二人の著書は、共に、かなり急進的な Maitlandians の初期議会について彼等が共同執筆した幾つかの monographs ("The Early Records of the English Parliament," B. I. H. R. v and vi "The Parliaments of Edward III." ibid, vii, "The King's Ministers in Mediaeval Parliaments" E. H. R. xlii and xlvii, (éd). The Rotuli Parliamentorum Anglie Hactenus indediti, 1299-1373, (Camd. Soc. 3rd Serms. li, 1935. etc.) が、専ら中世議会の本質を裁判所と見る Maitland の見解に立って、Stubbs の「政治機関説」の打破を目的とするものであったが、本書はノルマン征服後、ジョン王時代までのイギリス国制研究に現在尚残つてゐる Stubbs 説の無批判な踏襲を逐一史料に基づいて考証し、その誤りを明かし、以つて Stubbs の

残した悪しき痕跡を一扫しようとするにある。

史料的に不確実なままに、かつての碩学の意見がそのままに踏襲されている諸点について、厳密な史料の考証（とは今までの視点とは別の角度）から再吟味を加えるという方法は、Richardson氏の殆んど全ての業績の特色と言つてよい。前記の一四世紀初期のイギリス議会制度の本質についての諸論文は、こうした極めて反論的な性格をもちつつも、その結論の多くは今日では定説となつている。本書も著者の研究のこうした傾向がそのままに現はれている。

この点を明らかならしめるために、彼等の取上げている問題の一つについて彼等の方法そのものを示して見よう。第一に彼等が取上げているのは、イギリスに封建制度の起原についての問題である。周知のように、Stubbs は、(1) イギリスはフランスから成熟し完成した封建制度を移入した、(2) それは騎士軍役保有制を確立した一〇七〇年である。と考へている。この成立年代の根拠は、Roger of Wendover の、「国王は、バロニーをもちこれまで世俗的負担を免ぜられていた全ての司教座と大修道院が、騎士奉仕を行うべきこと、又、恣意的に定められていた差出し割当が記録されるべきことを命じた」と言つている記事である。そして Roger of Wendover の史料の価値が問題であるが、このことを別としても、この史料自体が、イギリスに於ける軍役確立の史料としては、極めて不十分である。正確な史料の根拠は、一一六六年の *cartae baronum* ではない。従つて、Richardson

Sayles は、イギリスに於いては、一一六六年以前の何時かに成立したという以上は出来ないと言つのである。

要するに、豊富な史料の探索と、出来得る限りの史料のナチュラな読み方によつて、Stubbs の——彼等の言葉を借りれば、ゲルマン起原説と一九世紀的自由主義とを前提とする Stubbs の根本的な立場から生じた——誤り残した虚像を除くことがこの書の目的なのである。「Stubbs がイギリス国制史を書かなかつたならば、我々も本書を著はさなかつたであろう」という彼等自身の言葉は、よく本書の目的と意味とを言い表はしていると言へる。又「Stubbs は、彼等自身の生きた時代の立憲王政の映像を余りにも過去に投影した」と言つているように要するに Stubbs に於ける近代的偏向の除去を目指したものであつた。「国王の遵守すべき基本的原則」が既にこの時期に存在していたとする Stubbs の前提は、先に例示したような、史料の吟味によつて、論破されて行くのである。例へば近代人の眼には王権相続に関する基本的問題である「長子相続」と「女子相続」も、既に確立した原則として存在してはいたのではなく、「chance, accident 或は神の意志」によつて偶然的に決まつたものが、次第に定着して行く過程として、捉へて行くべきであるとしてゐる。こうした二人の学者の立場からは、Stubbs の一二世紀に於ける「立憲的政治体制」の成長の捉へ方も問題となる。彼等はヘンリー一世以降、ノルマンディー征服のためにイギリスを不在にしたことが、将来のイギリスの国制の基礎をなした「impersonal government」

の發達を余儀なくしたのであるとしているのである。

本書の最後の三章は、ジョン王の治世を取扱っているが、それはジョン王を「最悪の王」、「a faithless son, a treacherous brother, an ungrateful master」、「国民に与つては憎くべき暴君」と見る Stubbs 説に対する批判である。このことは既に Sidney Painter の *The Reign of King John*. (Baltimore, 1949) 以来一般化している見方であろう。唯その論証に當つて、極めて鋭い史料の吟味の行はれていることと、単にジョン王に関する部分のみではなく、全篇にわたつて、細部についても幾多の貴重な提言と論証が行はれていることは忘れてはならない。

要するに本書は、Stubbs の偉大な名声によつて今尚中世国制史研究上に残つている一九世紀的 Whiggism の偏向の打破を指したものである。しかし全篇を通じて、反 Stubbs の感情が余りにも強く、反論的な性格が余りにも著しい。又論究も可なり細部にわたつていて、目的・内容ともに、専ら「進んだ研究者」のためのものであつて、決して「一般読者」のものではない。ここに紹介した点も、ここには紹介しなかつた諸点も、共に極めて有益なものをもっている。その幾つかは我々初学の徒が直に從へ得ようが、又或るものは有益な示唆ではあつても、彼等の結論を直に自説として取入れることには、やや危惧の念を懐かざるを得ないものでもないではない。しかし、我々の研究途上に、多くの反省の機会を与へると言う点に於いて、我々を啓発する所すこぶる大なるものがあると考へるべきであらう。

批評と紹介

鄭懷德撰『良齋詩集』

新亞研究所東南亞研究室(東南亞研究專刊之一)、香港
一九六二年、一三四頁。

木村宗吉

本書は、香港の中文大學新亞書院研究所東南研究室が、東南亞研究專刊之一として、一九六二年に出版した鄭懷德の詩集である。鄭懷德(Trinh-Hoai-Duc 1765-1825)は、云うまでもなく、越南阮朝の嘉隆・明命二帝に仕えた優れた華僑出身の政治家であり、また、『嘉定通志』の著者として名高いが、彼はまた詩を能くし、多くの作品を残している。しかし、鄭懷德の作品は、大部分は散佚もしくは断篇を残すのみであり、比較的まとまつた形で伝つた『良齋詩集』も、一般には、閲読の機会を得るのが困難であつた。されば、今回、同研究所が『良齋詩集』を校訂出版し、学界に紹介されたことは、まことに意義が深い。

さて、目次を見ると、一、良齋鄭懷德：其人其事(陳荆和)二、良齋詩集全編(鄭懷德撰)三、英文簡介、となつており、まず、陳荆和教授が、鄭懷德の略歴と、『良齋詩集』ならびに他の著作の解説をおこなつている。

鄭懷德は、幼名安、字は止山、良齋と号した。祖父は、福州長樂県の人であり、清初、清朝の支配に服せず、安南の鎮辺(Bien-Hoa)に逃れた中国人である。鄭懷德が成長した時代は、ちょうど西山